

企業の人事・総務 ご担当者の皆さまへ

社宅総括火災保険^(※)、 こんなにお役立ていただいております！

社宅制度の運営においては、万全な保険加入とそのメンテナンスが不可欠です。一方で、それを徹底するためにはかなりの手間がかかります。東急社宅マネジメントでは便利で安心な、社宅制度の運営にぴったりの保険をご用意しています。その活用事例について一例をご紹介します。

(※) 「社宅総括火災保険」とは？

保険契約者を「雇用主である法人」、被保険者を「従業員（入居者）」とした契約で、様々なメリットがあります。詳細は裏面およびパンフレット等をご参照ください。

実績 その1

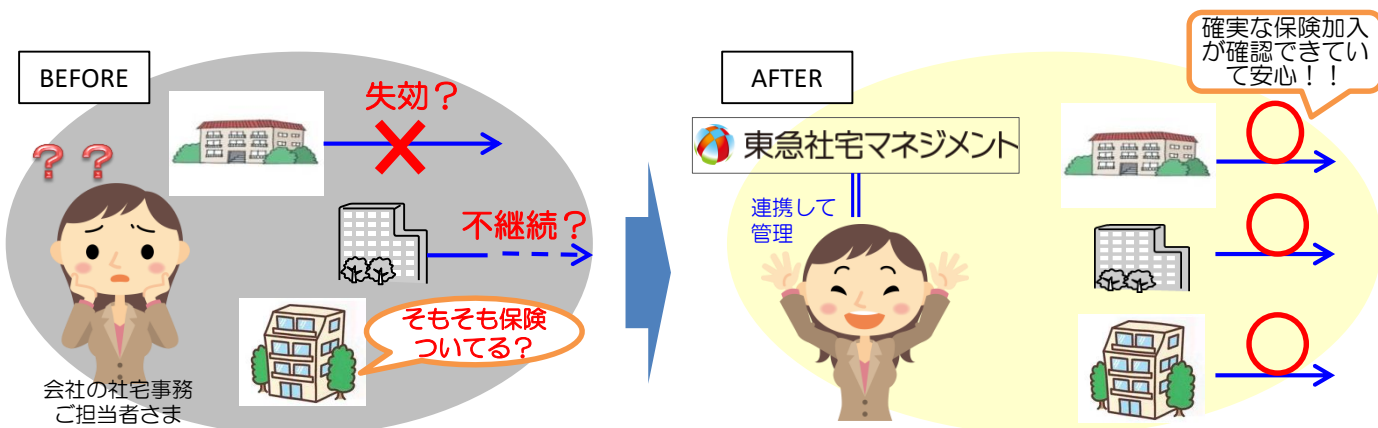
問題点

- ・ 社宅の保険は入居者にまかせっきりにしていた。
- ・ いつの間にか保険が失効している入居者が多数いた。
- ・ 会社も、誰が、いつからいつまでの保険に加入しているか把握していなかった。

保険を「社宅総括火災保険^(※)」に一本化、やりかえ

解決

- ・ 社宅の保険手配・管理は会社が東急社宅マネジメントと連携して管理。
- ・ 保険の契約漏れや失効を撲滅。
- ・ 会社も、どの戸室がいつまでの保険に加入しているか完全に把握可能に。



実績 その2

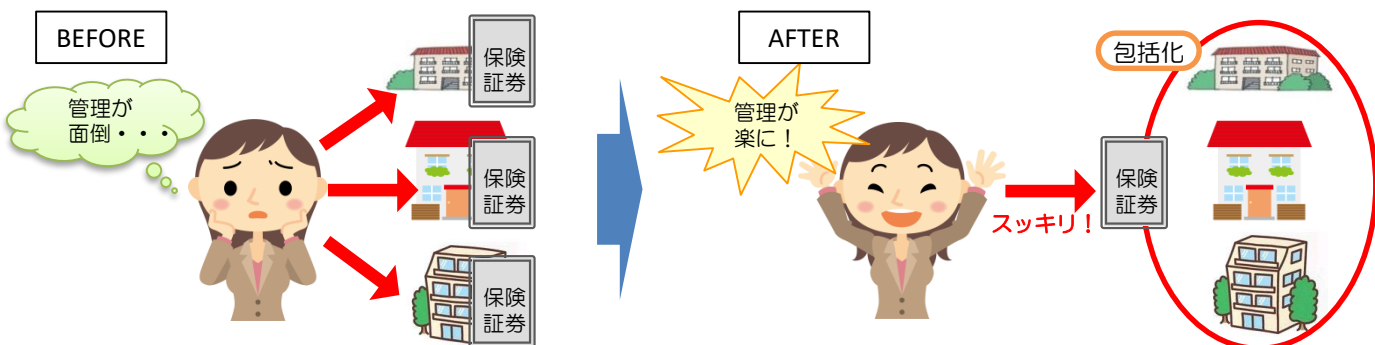
問題点

- 社宅の保険は不動産業者（賃貸仲介会社）が指定のものに、賃貸借契約締結・更新の都度会社名義でばらばらで加入していた。
- 証券単位で加入や解約の手続きをする必要があり、大変な事務手間となっていた。また、証券の数が多くその管理も手間となっていた

保険を「社宅総括火災保険（※）」に一本化、やりかえ

解決

- 保険の更改手続きは年に一回に激減。
- 追加加入や期中での解約に関する手続きも大幅に簡素化。
- 捺印が必要な手続きは最大で年二回に激減。
- 証券も一本にまとめ管理も容易に。



東急社宅マネジメントのお客さまへ、社宅専用の火災保険をご用意しています！

社宅専用の火災保険（※1）はここが違います！

- 火災や水濡れはもちろん、その他不測かつ突発的事故（※）まで、充実の補償内容！
（※）誤って洗面ボウルに化粧便を落としひびが入った（借家賠）、誤って花瓶を落として割ってしまった（家財補償）…など
- 企業が借用する社宅を1契約で包括的に補償します。契約漏れリスクを極小化できます！
- 入居者の特定も入替通知も不要（※2）です！

*詳細は企画書・パンフレット等をご参照ください。

（※1）家財を対象としたご契約に法人等契約の被保険者に関する特約・総括契約に関する特約をセットした個人用火災総合保険のことをいいます。

（※2）賃貸物件を追加・削除したときは、所定の方法で毎月まとめてご通知をいただくことで、補償の対象となります。

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「パンフレット」「ご契約のしおり」「重要事項説明書」などをご確認ください。なお、ご不明な点は、東急社宅マネジメントまでお問い合わせください。

[3]受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

企業営業第五部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL.03-3231-4153

お問い合わせ先[取扱代理店]



東急社宅マネジメント

業務推進部 業務推進グループ

〒163-0922 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス22階

TEL.03-3344-3110

承認番号: SJ21-02341 承認日: 2021年6月4日